

第1号様式 (第7条)

千葉県知事 様

コメントの追加[千葉県]幼稚園などの施設ではなく、学校法人などの設置者を記載してください。

※押印省略可

このことについて、千葉県自然環境保育認証制度実施要綱第7条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

- (1) 施設の所在地

(2) 施設の類型及び名称

コメントの追加[千葉県]: 幼稚園、認可保育所、認定こども園などの類型を記載してください。

- (3) 施設の管理者の氏名

2 認証区分

重点型

- ### 3 自然環境保育を開始した時期

コメントの追加[千葉県] 申請時点において、継続的に自然環境保育を実施していることが必要です。

- #### 4 添付書類

- (1) 実施計画書 (第2号様式)

- (2) その他参考となる資料

所属名：認可保育所 千葉県庁保育所

担当者名：○○ ○○

連絡先

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス : 〇〇〇.jp

コメントの追加[千葉県] これまでに自然環境保育を実施して
きたことが分かる活動報告書などの資料があれば添付してく
ださい。

別紙（第1号様式）

千葉県自然環境保育認証制度申請要件確認書

申請要件		該当の有無
1	団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあつてはその役員等（児童福祉法第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。）が、児童福祉法第35条第5項第4号（管理者及び役員等については同号ホを除く。）に該当しないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から申請日時点において5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。	有・無
2	認証団体等が、第14条の規定によりその認証を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前の1年間の間に、当該認証された団体等の設置者、代表者、管理者又は役員等であった者で、その取消しの日から起算して5年を経過しない者に該当しないこと。	有・無
3	団体等の活動が、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とするものとしていないこと及び特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。	有・無
4	保育者のうち、有資格者（幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者をいう。）にあつては、申請日以前の3年間に、教育職員免許法第10条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第11条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者又は児童福祉法第18条の19の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。ただし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行ったことにより幼稚園教諭の免許状が失効した者又は保育士の登録を取り消された者にあつては、再免許を授与又は保育士の再登録をされた者についてはこの限りでない。	有・無
5	暴力団員等が団体等の活動を支配していないこと。	有・無
6	団体等の代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。	有・無
7	団体等において適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類（財務諸表又は収支計算書及び事業報告書）が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。	有・無
8	団体等が保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。	有・無
9	団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和3年10月1日付け（三次改正）府子本第930号、3文科初第1068号、子発1001第1号）別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱4（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る実施要件のうち、①対象幼児及び②対象施設等の要件を満たしていることを県が確認していること。	有・無

上記のとおり、相違ありません。

令和〇年〇月〇日

所在地

千葉県千葉市中央区市場町1-1

名称、代表者職氏名

社会福祉法人千葉県庁会

理事長 ○○ ○○

印

コメントの追加[千葉県5] 申請者は、1、3～8は「有」、2、9は斜線又は「有」の場合に限り申請を行うことができます。

コメントの追加[千葉県6] 過去に認証を取り消されたことがない場合
：斜線
過去に認証を取り消されたことがある場合
：5年を経過しない者に該当しない場合は「有」に○

コメントの追加[千葉県7] 幼児教育・保育の無償化の対象となっている場合
：斜線
幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合
：県の確認を受けた場合は「有」に○

コメントの追加[千葉県8] 申請者と同一の記載をしてください。

コメントの追加[千葉県9] 代表者印を押印してください。
※公立施設の場合は、押印省略可